多摩都市計画地区計画の変更(多摩市決定) (参考)

都市計画永山五・六丁目住宅地区地区計画を次のように変更する。

19-12-17

名	称	永山五・六丁目住宅地区地区計画
位	置 ※	多摩市永山四丁目、五丁目及び六丁目各地内
面	積 ※	約11. 4ha
地区計	画の目標	本区域は、新住宅市街地開発事業や土地区画整理事業による一体的な整備が進められ、緑豊かで閑静な住宅地として市街地形成が期待されている地区である。このため、新住宅市街地開発事業等の維持増進を図るとともに、地域のコミュニティを育みながら、周辺の自然と調和した低層戸建住宅及び中層住宅を主体とした良好な住宅地の形成を図る。
区域の整備・開発及び	土地利用の方針	低層住宅及び中層住宅を中心とした、それぞれの地区特性に応じた良好な住宅地としての土地利用を図るため、次のとおり地区を区分し土地利用の方針を定める。 1 「戸建住宅地区A」 兼用住宅の立地を許容しつつ調和のとれた低層住宅地として市街地の形成を図る。 2 「戸建住宅地区B」 戸建住宅を主体とし、整然とした低層住宅地として市街地の形成を図る。 3 「戸建住宅地区C、D、E」 周辺の戸建住宅と調和のとれた低層住宅地として市街地の形成を図る。 4 「中層住宅地区」 周辺の住環境と調和のとれた中層住宅地として市街地の形成を図る。
保全に関す	地区施設の整備の方針	新住宅市街地開発事業及び土地区画整理事業により整備された道路・歩行者専用道路について、各施設の維持・保全を図る。
する方針	建築物等の整備の方 針	低層住宅地や中層住宅地としての良好な住環境を形成することを目的とし、その環境を維持・保全するため、建築物等の 用途等について必要な規制・誘導を行う。
	面積	約10.3ha

		地区の	名称	戸建住宅地区A	戸建住宅地区B	戸建住宅地区C	戸建住宅地区D	戸建住宅地区E	
		区分	面積	約4.2ha	約4.9ha	約0.2ha	約0.7ha	約0.3ha	
		建築物等の用		次の各号に掲げる建	次の各号に掲げる建	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。			
	净	途の制限		築物は、建築してはな	築物以外の建築物は、	1 住宅(住宅の数が3以上の長屋を除く)			
		*		らない。	建築してはならない。	2 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの			
地	築物	建 築 物		1 建築基準法別表第	1 建築基準法別表第	3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、			
地区整備計画	等			二(い)項第3号に	二(い)項第1号に	建築基準法施行令第130条の3に定めるもの			
備計	に 関			定める寄宿舎、下宿	定める専用住宅				
画	する事			2 建築基準法別表第	2 建築基準法別表第				
	事項			二(い)項第3号に	二(い)項第2号に				
				定める共同住宅及び	定める兼用住宅で同				
				長屋のうち3戸以上	項第8号及び建築基				
				の住戸を有するもの	準法施行令第 130 条				
					の3第1号、第6号、				
					第7号に掲げる用途				
					を兼ねるもの				
					3 建築基準法別表第				
					二(い)項第3号に				
					定める共同住宅及び				
					長屋のうち、2戸以				
					内の住戸を有するも				
					D				

建築物の容積			10分の8	
率の最高限度	_			
*				
建築物の建ペ	10分の4			
い率の最高限	ただし、建築基準法第5	53条第3項第2号の規	定は、適用しない。	
度				
建築物の高さ	建築物の高さは、地盤配	面から9m以下とし、か	つ軒の高さは地盤面から6. 5m以下とする。	
の最高限度				
建築物の敷地	1 5 0 m²		1 7 0 m²	
面積の最低限				
度				
壁面の位置の	建築物の外壁又はこれに	こかわる柱の面(出窓、	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓、	建築物の外壁
制限	柱のある玄関ポーチ及び	独立柱のある2階ベラ	柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベラ	れに代わる柱の
	ンダ等を含む。)から敷地	境界線及び歩行者専用	ンダ等を含む。)から敷地境界線までの距離は、	窓、柱のある玄
	道路までの距離は1m以_	上とし、道路境界線ま	1m以上とする。	チ及び独立柱の
	での距離は、1.5m以上	ととする。	ただし、次の各号のいずれかに該当する場合	階ベランダ等を
	ただし、次の各号の一に	に該当する場合は、こ	はこの限りでない。	から敷地境界線
	の限りでない。		1 物置その他これに類する用途に供し、軒	距離は、1m以
	1 物置その他これに対	類する用途に供し、軒	の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の	る。
	の高さが2.3m以 ⁻	下で、かつ、床面積の	合計が5㎡以内であること。	ただし、次の
	合計が5㎡以内である	ること。	2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下で	いずれかに該当
	2 自動車車庫又は自転車	転車置場で軒の高さが	あること。	合はこの限りで

	2. 3m以下である	こと。			1 物置その他これに
					類する用途に供し、
					軒の高さが2.3m
					以下で、かつ、床面
					積の合計が5㎡以内
					であるもの及び自動
					車車庫等。
					2 床面積に算入され
					ない出窓において、
					外壁の後退距離の限
					度に満たない部分の
					長さの合計が各階の
					一面毎に3m以内の
					もの。
建築物等の形	(色彩の制限)				
態又は色彩そ	建築物の外壁及び屋根	の色彩は、地区の環境と	調和したものとする。		
の他の意匠の	(屋外広告物等の制限)				
制限	自己の用に供する公告物については、表示面積が 1 m²を超えないものとする。				
垣又はさくの	道路及び歩行者専用	道路及び歩行者専用	道路に面する場所に設け	道路及び歩行者専用記	道路に面する場所に設け
構造の制限	道路に面する場所に設	る、垣若しくは、さくの	構造は、生垣又は高さ1.	る、垣若しくは、さくの	の構造は、生垣又は透視
	ける、垣若しくは、さ	5m以下の透視可能なフ	フェンス等とする。	可能なフェンス等とする	5 .
	くの構造は、生垣又は				

		透視可能なフェンス等			
		とする。			
土地の利用に関す				動地内の空地なけ、怙惧立は正葉なた(に)、 (3.1/1)に放いてものしま	
事項				敷地内の空地等は、植樹又は張芝等を行い、緑化に努めるものとする	

※は知事同意事項

「地区計画区域、地区整備計画の区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

(理由) 新住宅市街地開発事業及び開発行為により、公共施設整備の行われた地区において、良好な市街地の形成と保全を図るため、本地区計画を変 更する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

地区整備計画	計画地区の区	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築物				
区域	分	出窓等	玄関ポーチベランダ等			
永山五·六丁目	戸建住宅地区A	_	軒、窓の格子、戸袋、濡れ縁、独立柱のな			
住宅地区	戸建住宅地区B 戸建住宅地区C		いテラス2階ベランダ及び柱のない玄関ポ ーチ			
	戸建住宅地区D					
			軒、窓の格子、戸袋、濡れ縁、独立柱のないテラス2階ベランダ及び柱のない玄関ポーチ			

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
永山五·六丁目 住宅地区	戸建住宅地区A 戸建住宅地区B 戸建住宅地区D	独立行政法人都市再生機構(旧住宅・都市整備公団)から譲渡された際の地盤の高さをもとに、建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定
	戸建住宅地区C 戸建住宅地区E	一 建築協定認可時の宅地地盤高をもとに、建築基準法施行令第2条第1項第6号により算 定

多摩都市計画地区計画 計画図 永山五・六丁目住宅地区地区計画 [多摩市決定] 地区計画区域 戸建住宅地区A 戸建住宅地区B 戸建住宅地区C 戸建住宅地区D 戸建住宅地区E 2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成